

種別 幹事会（役員会・幹事会・理事会合同）  
日時 平成26年8月10日（日） 17時30分～  
場所 津島市文化会館 1F 研修室  
出席者 沖会長（兼津島市会長）、愛西市会長代理、あま市会長、大治町団長、弥富市会長、蟹江町会長

1. 会議の経緯説明

2. 海部津島地域以外の選手登録

- ・蟹江町会長  
全国スポーツ少年団軟式野球交流大会愛知県大会の要綱には愛知県在住と記載されている。  
スポーツ少年団に登録された選手が参加できないのおかしい。  
愛知県軟式野球連盟津島支部からはやむを得ないと聞いている。  
蟹江町では蟹江町以外の選手のスポーツ少年団登録が認められている。  
割合はあるものの全員が蟹江町以外の選手である場合は認められない。  
経緯を知らないまま臨時総会で決めても良いのか？
- ・津島市会長  
今までは慣例的にやってきた。  
愛知県軟式野球連盟津島支部では決められない。
- ・弥富市会長  
悩ましい問題である。  
一部チームは合併しているが、蟹江町の考えも理解はできる。  
飛島村はさらに深刻である。  
認めるにしても歯止めは必要である。  
何もなく認めることは難しい。
- ・大治町団長  
大治町野球スポーツ少年団の規約では学校区となっている。  
今年は大治南野球スポーツ少年団の選手が大治野球スポーツ少年団へ移籍して、大治南野球スポーツ少年団は休部の扱いとしている。  
何でもありという訳ではなく、ルールの作成が必要である。
- ・あま市会長  
あま市に名古屋市の選手が入団しているチームがあるが、海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟には登録していない。  
あま市としては認めている。
- ・愛西市会長代理  
今まで通りとしていただきたい。
- ・津島市会長  
各市町村の連盟には規約があり、社会教育課の考え方の違いもある。
- ・蟹江町会長  
海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟は特殊な組織である（市町村の連盟の集合体）。  
市町村で認められているのであれば、認めなければならないのではないのか。
- ・愛西市理事  
チーム数の減少は仕方のないことと考えている。  
海部津島の代表チームを選出する以上は海部津島地域の選手であることが望ましい。  
割合が少なければ考えないこともない。
- ・愛西市会長代理  
愛西市で1チームになるまでは頑張りたい。
- ・あま市理事  
今までは愛知県軟式野球連盟津島支部が認めていなかったが、今回は認めている。  
認めざるを得ないのでは。
- ・弥富市理事

スポーツ少年団に登録されている以上は認めなければならないのでは。

- ・大治町団長

どちらとも判断できない。

各市町村の連盟にも規約はある。

結果的に大人の問題であり、地域性がある。

公平性に欠ける部分もある。

海部津島スポーツ少年団軟式野球連盟は、理由があって各市町村の連盟と一緒に活動している。そのための規約も必要である。

- ・蟹江町会長

海部津島地域以外の選手が上手という訳ではない。

- ・津島市会長

引き抜きは避けたい。

- ・役員

平等も難しい。

連盟全体のことを考えなければならない。

現実的に引き抜きはないと思う。

- ・弥富市会長

飛島村の現状を考えると認めたい。

- ・津島市会長

ある程度の歯止めは必要である。

### 3. 審議結果

- ・海部津島地域以外の選手の登録を認める（各市町村の連盟の規約変更は行わない）。

- ・子供のためではあるが、大人のモラルは必要である。

- ・臨時総会で承認が得られた場合、規約を改正する。